

文化審議会世界文化遺産部会（第4回）

議事録・議事要旨

1. 日 時：令和6年8月5日（月）14：00～16：00
2. 場 所：文化庁京都庁舎3階特別会議室、オンライン
3. 出席者：（委 員）菱田部会長、松田部会長代理、大窪委員、中嶋委員、
二神委員、本中委員
（文化庁）今泉文化庁審議官、山下文化財鑑査官、塩川文化資源活用課長、
則本文化庁付、西主任文化財調査官、鈴木文化財調査官

4. 議事等

部会の議事開始にあたり、世界遺産一覧表に記載されることが適当と思われる物件の候補の選定については、会議は非公開で行うこととし、後日、議事要旨を公開することとした（「文化審議会世界文化遺産部会の会議の公開について」の規程による）。

議題（1）第46回ユネスコ世界遺産委員会について

【菱田部会長】 第46回世界遺産委員会について、事務局より報告をお願いいたします。

【西主任調査官】 それでは、私から御説明を申し上げます。右肩に括弧書きで資料1とございます資料に沿って説明させていただきます。

皆様御案内のとおり、ニューデリーで7月21日から7月31日まで会議が開かれました。通例に同じく、保全状況の審査あるいは新規登録の審査等々、あるいはルールに関する事、それから世界遺産基金の予算に関する事等が議論されたわけですが、今日はこの資料にあるとおり、ポイントを絞って御報告できればと思っております。

まず、世界遺産一覧表への新規の記載に係る審査ですが、世界遺産委員会にかかる前に、3件、ポルトガルとセルビア、それからトルコにつきまして、取下げがありました。このた

め、全体で27件、審議が行われています。これはいわゆる重大な、軽微でない境界線の変更、拡張も含めた数字です。このうち、「佐渡の金山」を含む24件、具体的に詳しく申し上げますと、文化遺産19件、複合遺産1件、自然遺産4件が新たに記載されて、境界線の変更も2件が承認されております。足すと26ですので、残ったのは何かと申しますと、1件だけ、パナマの案件が情報照会勧告で、そのまま情報照会決議になっているというものがございます。これは実は過去、既に世界遺産になっているものとの関連もありまして、非常に複雑な経緯で、今日はあまり詳しく申し上げる時間的余裕はないんですが、そういう特殊な案件が1件残っている。それ以外は、基本的に新規の記載もしくは拡張が認められたということになります。

この結果として、世界遺産は全体で1,223件、うち文化遺産が952件、複合遺産が40件、自然遺産が231件というのが現時点での数になっております。

我が国から推薦した「佐渡島の金山」につきましては、基準iiiとivで推薦していただきましたけれども、基準ivを基に、世界のほかの地域において採鉱等の機械化が進んだ時代に、なお高度な手工業による採鉱と製錬技術を継続したアジアにおけるほかに類を見ない鉱山の遺跡であるとして世界遺産に登録が認められております。

資料を2枚おめくりいただきますと（参考2）というのがございますが、最終的な決議の内容としては、基準ivに基づき、「記載」するということ。

それから、勧告事項として、以下のaからhまでのものが挙げられております。これはいわゆる情報照会勧告から委員会での議論によって「記載」になったものですので、ここには書いておりませんが、価値等々、いわゆるSOUV、ステートメント・オブ・OUV、顕著な普遍的価値の言明という部分につきましては、最近のやり方として、委員会で細かく議論することは不可能なので、プロビジョナル、すなわち仮のものとして採択をした上で、今後、我が国とICOMOS等々あるいは世界遺産の事務局である世界遺産センターが協議の上、最短であれば来年の世界遺産委員会で、こういうテキストで価値を認めますという、全体として価値は認められているんですが、その細かな表記については、来年度以降に定まるという予定になっております。そうしたことで、まずは境界線の変更がございまして、締約国に対して——締約国というのはすなわち日本のことですが、我が国に対し、ICOMOSの勧告に沿って、準備が整い次第、修正された資産の境界線と緩衝地帯を記した地図を提出するよう要請するというのがございます。これはいわゆる資産範囲あるいは緩衝地帯の範囲を改めた詳細な地図を出すということですので、可及的速やかに作業の上で、提出す

るといふことになろうかと思ひます。

それから、48回世界遺産委員会、すなわち2回、再来年の委員会で審議をするために、締約国に対し、来年の12月1日まで、上記勧告、先ほど申し上げましたaからhに関する検討状況等々を世界遺産センターに提出するよう要請がございます。こうした場合には、タイミング等々含めて、標準的な期間設定ということになります。

勧告の内容としましては、逐一、御説明はいたしません、例えば、Cの将来にわたって、考古学的調査が一貫した学術的見地から行われるよう、長期的な調査戦略を構築すること。あれだけ広い資産ですので、佐渡市あるいは新潟県の努力によって、発掘調査あるいは様々な文献調査等々が行われて、かなりいろいろなことが分かっているんですが、なお、発掘という意味では手つかずの場所がたくさんございます。これはある意味では当然のことですが、それについて、場当たりではなくて、我々としては、別に場当たりだということではないんですが、なお一貫した戦略の下で、こういう順番で、こういうことを重視しながらやっていきますという戦略を構築してくださいということになります。

それから、例えばその次ですが、地下遺構への影響が最小限となるよう、森林管理のガイドラインを策定すること。これはほぼ全ての場所が森に覆われた状態になっております。木が生えていて、人があまり立ち入らないので、遺跡がそのまま守られているという側面もあるんですが、当然のことながら、下草が生える、あるいは木も一定の時間がたちますと林相が変化していく中で、木が倒れたりしますので、根っこから倒れると、おのずと遺構を傷めるということで、そうしたものをどうマネージしていくのかということ、ICOMOSとしては非常に、今後の保全の大事な部分として重視するというサインかと思ひます。これも、こういう形で守っていきましょうということ、当然のことながら、現状での包括的な保存管理計画には書いてあるんですが、より詳しく、ガイドラインのような形でまとめてくださいということになります。

こういったものを策定する、あるいはものによっては、恐らく我が国の法制度にのっとって考えると、あまりやりようがない、あるいは若干、正直ベースで申し上げますと、制度について、ICOMOS側は少し誤解があるのではないかとといったような部分はございますので、そういったものについては再度整理した上で、こういう形で、これはできる、これはできない、ただ、趣旨として必要なものはこれなので、それはこういった形でやりますといったようなことを整理して、世界遺産センターを通じて世界遺産委員会に報告するということになろうかと思ひております。

これが佐渡についてです。

それから資料1に戻っていただきまして、資産の保全状況に係る審査です。これは非常に数多くて124件、うち57件は危機遺産ですが、最近の世界遺産委員会では、これを実際その場で議論するということはあまりやりませんで、そのうち重要なものについてだけ議論して、ほかは議論したいと手を挙げる委員国がなければ、そのまま議決されるという形になっています。テーマといたしましては、例えば都市開発に関わるもの、「ウィーンの歴史地区」のようなもの、あるいはインフラ整備、ストーンヘンジについて、長年、道路の移転が問題になっておりますが、そうしたもの、それから資産の劣化に関わるもの、あるいは、ネパールの「仏陀の誕生地ルンビニ」のように、周辺での様々な施設整備等に関わるものといった様々なものがございました。このうち、ストーンヘンジとルンビニにつきましては、原案には危機遺産登録が入っていたんですが、審議の結果、委員国でこれを直接支持する国はありませんでしたので、直接、危機遺産にするということはないという形で議決がなされております。

我が国の世界文化遺産につきましては、直接、口頭での議論に上がったものはございませんが、琉球王国のグスク、火災による被害を受けて復興の途上にございます。それについては、復興の形を報告して、きちんとやっている。それだけではなくて、災害からの復興を広くいろいろな方に知っていただくことによって、教育的普及啓発活動の機会としているのは非常にいいので、こういった参考例をほかの国でも共有できるようにしてくださいという形の議決になっています。

こうした議論の結果、危機遺産一覧表の更新につきましては、56件、1件入って1件抜けるという形になっています。抜けたのは自然遺産でございまして、入ったのは聖ヒラリオン修道院という、いわゆるガザ地区にございます教会です。これは緊急登録の制度を使いましたので、緊急登録の制度を使った場合には自動的に危機遺産になるというのがルールですので、そうなっております。これは、先ほど新規のところでは御説明いたしましたが、ガザ地区にある教会が誰もが知っているように緊急的な状況にあるということで、世界遺産委員会までのインターバルの短い期間で申請が出てきていまして、かなり議論もあって、我々は正直申し上げてあまりよく分からなかったんですが、現地に詳しい専門家の方に聞きますと、もともと暫定リスト入りを目指して準備をしていて、かなり学術成果もあり、緊急性も認められるということで、世界遺産に登録ということは決まっています。

それから、そのほか、1つは定期報告のサードサイクル、第3期の各地域の報告が一巡い

たしましたので、全体を振り返って議論も行われています。例えば、非常に大きな人的あるいは予算的な資源を費やしますので、それがうまく今後の保全につながるかといったようなこと、かなり幅広い意見が出されています。

そして、次の第47回世界遺産委員会につきましては、来年の7月6日から16日にかけて、ブルガリアのソフィア、ブルガリアが手を挙げる形で行う予定として、これが認められています。

駆け足で恐縮ですが、私からの御報告は以上です。

【菱田部会長】 ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、委員より質問がありましたら、お願いいたします。

では、大窪委員、お願いします。

【大窪委員】 大窪でございます。

詳しく御説明いただきまして、ありがとうございます。

不勉強で申し訳ないんですが、佐渡の認められた際に、当初、iiiとivの評価基準で申請されていたのが、iiiが除かれた経緯がもし分かれば、簡単に御紹介いただければ幸いです。

【西主任調査官】 この辺りは、ICOMOSの評価書になぜICOMOSがそう考えるかということが書いてあるんですが、大きく言うと、我々日本側が推薦した、実際に金を掘る、あるいはそれを製錬していくというプロセスそのものの過程だけではなくて、それをどう実現するかという様々なマネジメントの在り方、あるいはそのために住宅をどこに配置するかといったような、ある種、都市計画的と申しましょうか、そういった配置等々も含めて価値があるという形をしていて、それを基準iiiと基準ivで書き分けて主張していたわけですが、その大部分、特にマネジメントがものどどう対応しているかといったようなことは基本的に基準ivの中で併せて読み込めるのだということをICOMOSは言っているのです、それゆえにiiiを認めずにivでいけるということになります。したがって、範囲等については、特段それに伴う範囲の変更等は示唆をされておられませんので、そのほか、別途勧告で北沢地区を除くと言われたようなことを除けば、基準iiiとivの関係において範囲が変わるということは基本的にございません。ただ、いわゆる推薦書上で言っているところの鉱山に伴う、あるいは鉱山によって育まれた広義の文化といったようなものがどこまで明示的に認められるかというのは、先ほどお話ししたような、今後、SOUVのテキストを決めていく中で、より明確になっていくということかと思えます。

以上です。

【大窪委員】 御説明いただきまして、ありがとうございます。基本的にはivの枠の中に、こちらで出していたiiiの内容がある程度、明示的に組み込まれる可能性があるということで、ivで統合されたと理解しております。ありがとうございます。

【菱田部会長】 ほかにいかがでしょうか。オンラインの方もぜひ、御質問がありましたら御発言ください。

本中委員、お願いいたします。

【本中委員】 ありがとうございます。今の質問でなくて意見でもいいんですか。

【菱田部会長】 もちろん、意見でも結構です。

【本中委員】 ありがとうございます。今回、佐渡の金山の登録、おめでとうございます。文化庁の方々のみならず、県や佐渡市の方々、関係の方々、そしてまた、地元の委員会の専門家の方々、地域の人々がかなり努力されてきた結果だと思しますので、深く感謝申し上げます。また、心からお祝いを申し上げたいと思います。

私は佐渡の資産が登録された印象を1点だけ述べさせていただきたいと思うんですけども、ICOMOSの評価書では、近代の北沢選鋼場跡が存在している江戸時代の相川金山の町割りの区域、これを除外することが適当だとしたわけですね。その背景にはいろいろな事柄が絡み合っていたんだろうとは思いますが、一番重要な点は、資産の完全性、インテグリティをどう捉えるべきなのかという点で、非常に示唆的な内容を含んでいたのではないかと考えられることです。つまり、絵図が残っているわけですが、北沢選鋼場跡を含むこの区域、近代になってそういう構造物が建てられて、ほとんど江戸時代のものが潜在化しているというんでしょうか、残っていないということだろうと思いますが、遺構が残されている可能性が低いから除外が適当だとされたのだと思います。この場合、絵図によって、その存在が想定できる町割りの区域の全域を資産の範囲に含めることが資産の完全性を担保する上で重要だと理解するのが適切なのか、それともOUVが伝える物理的なアトリビュートが既に失われてしまっている、あるいは失われている可能性が高い区域について、除外してもなお資産の完全性は担保できると理解できるのか、そのいずれかということだろうと思いますが、今後、日本の推薦資産、構成資産の範囲を特定していく上で、極めて示唆的だったのではないかなと思います。

私の印象では、ICOMOSは以前からこれら2つの捉え方の間で悩み続けてきたのではないかと想像しているんですけども、今回の判断では、従来の捉え方とは異なる方向へ針が振れたということなのかなと思います。今回示された完全性の捉え方は、今後、私たちが

推薦の方向を見定めていく上で、極めて重要な示唆を与えるのではないかと思います。

簡単ですけど、私の印象だけ、コメントとして述べさせていただきました。ありがとうございました。

【菱田部会長】 ありがとうございます。ただいまの御意見といいますのは、まさにこれからの私たちの戦略に関わってくる完全性をどう捉えていくのかという、あるいは捉えられるのかということになってくると思うんですが、事務局の現時点でのこの辺は受け取り方はいかがでしょうか。

【西主任調査官】 ありがとうございます。1つは、本中委員の御指摘も基本的には御意見ということで、当然のことながら、かなり個々の資産ごとに事情も違うということもありますので、そういった観点で、例えば今年議論に上がったもの、あるいはここ数年のトレンドといったものを詳しく分析した上で、ICOMOSが何を考えているか、あるいはどういう方向で考えるかというようなことを詳しく詰めていく必要があるかとは考えております。

今お話のあった北沢地区につきましては、近代の遺構が覆ってしまっているということで、必ずしも地下遺構が失われているという言い方をしているわけではないんですが、いずれにしても、そういったような場合に、特に古い時代の遺跡の場合には、その後、現代あるいは現代に至るまでの改変が加わって、あるいは上に乗ってしまっているというケースはほかでも様々なケースで想定されますので、そういったときにどう考えるべきか、あるいはどういう説明をすべきかといったようなことを詳しく分析の上、また、次の資産の推薦に活かしていきたいと考えております。

【菱田部会長】 ありがとうございます。今回のことから学ぶことが多いということだろうと思います。

ほかに、御意見、御質問はございませんでしょうか。

それでは、この件につきましては以上とさせていただきます。ありがとうございました。

これより次の議題に入りますが、冒頭に申し上げましたとおり、以降の議事は非公開となりますので、傍聴者の退室をお願いしたいと思います。ウェビナーの切断をお願いいたします。

議題（2）世界遺産一覧表に記載されることが適当と思われる物件の候補の選定について

当該物件を有する自治体にヒアリングを行い、推薦準備状況の確認を行った。